

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	15
許認可等の種類	保護施設の設置の申請に対する認可			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第41条第3項			
許認可等の概要	保護施設の設置に係る認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>生活保護法第41条第3項、「保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年10月11日長野県条例第50号)及び「保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(平成25年2月28日長野県規則第3号)に適合するものであること。</p> <p>[参考]</p> <p>1 生活保護法第39条第1項 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>2 生活保護法第41条第3項 都道府県知事は、前項の認可の申請があった場合に、その施設が第39条第1項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。</p> <p>(1) 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。 (2) その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。 (3) 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。</p> <p>2 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和41年4月1日厚生省令第18号)</p>			
基準の制定根拠	上記の法令の規定による。			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	社会福祉法人の認可に準ずる			